

医師国保 共済会 のしおり

秋田県医師国民健康保険組合は、秋田県内で医療業務に従事している医師・従業員を組合員とする公法人です。国民健康保険法に基づき、昭和33年（1958年）に秋田県知事から認可を受けて発足しました。現在、組合員とご家族を合せて、1,375人の加入者の方々への医療給付と保健事業などを行っています。

令和8年度の予算規模は15億3,200万円で、収入の構成比は組合員からの保険料32%、国からの補助金4%などです。また、支出の構成比は保険給付費22%、後期高齢者支援金など国等への納付金13%、保健事業2%、事務経費4%などです。

このしおりは、組合への加入の条件や負担していただく保険料、医療を受けるときの注意事項をまとめたものです。また、健診や予防接種費用助成などの保健事業や、給付事業の内容のほか、共済会事業についても記載しています。手続きなどの参考としてご活用ください。



加入できる方

第一種組合員	秋田県内に住所（住民票）があり、医療業務に従事している医師の方
第二種組合員	秋田県内に住所（住民票）があり、第一種・第三種組合員の開設する医療機関の常勤従業員の方 ※勤務日数・労働時間が常勤従業員の4分の3以上のパートの方も加入できます。
第三種組合員	秋田県内に住所（住民票）があり、医療業務に従事し、後期高齢者に該当する医師の方
家 族	組合員と同一世帯（住民票が同一）の方

※協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等の被用者保険の適用を受けない方が加入することとなります。

※同一世帯（住民票が同一）の中で医師国保組合と市町村国保に分かれて加入することはできません。

住所（住民票） の注意点

組合員の住所（住民票）が秋田県内にあること
家族は組合員と同一世帯（住民票が同一）であること

資格喪失の手続きをしないまま
医療機関等を受診してしまった
場合は、医療費の返還手続き
が発生する場合があります。

こんなときは資格喪失となります

※住所変更、家族の進学や卒業時の際は、特にご留意ください。

各 組 合 員

組合員が秋田県外に住民票を移したときは、組合員と医師国保に加入している家族は資格喪失となります。

家 族

家族が秋田県内外を問わず組合員と住民票を別にしたときは、その家族は資格喪失となります。
ただし、修学のため住民票を別にした場合は、所定の届出（国保法116条届）をしていただくことで同一世帯とみなし、加入することができます。

次の点にご注意ください

申請・届出について

事業所廃止、死亡、出産、従業員の採用・退職のほか、氏名・住所、家族構成等の変更、他の健康保険の適用を受けた場合は、14日以内に当組合へ必ず届出をしてください。

資格喪失後に当組合の資格確認書を使用すること、資格情報のお知らせをマイナ保険証とあわせて提示することはできません（退職後や新たに社会保険の資格を取得したときなどで新しい資格確認書又は資格情報のお知らせ（資格情報通知書）が届くまでの期間、お手元に当組合の資格確認書などがあっても使用できません）。

誤って使用してしまった場合は、医療費の返還手続きが発生する場合がありますので、ご注意ください。

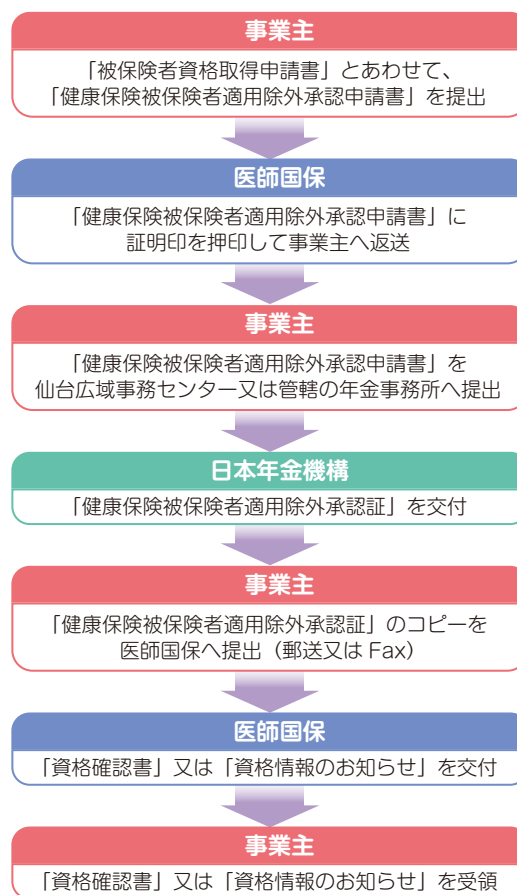
健康保険被保険者適用除外承認申請について

事業所が医療法人化した場合又は個人事業所で常勤従業員が5人以上となった場合、健康保険被保険者適用除外の承認を受けることにより、引き続き医師国保に加入することができます。

健康保険被保険者適用除外承認申請が必要になったときは、事実発生した日から14日以内に事務センター（又は年金事務所）に申請をしてください。

申請後、日本年金機構より「健康保険被保険者適用除外承認証」が交付されますので、当組合へそのコピーをお送りください。コピーを受領後、資格確認書又は資格情報のお知らせをお送りします。

《健康保険被保険者適用除外承認申請の流れ》



保険料

区 分	第一種組合員			第二種組合員			第三種組合員		家 族		
医療分保険料	平等割	月額	14,800円	平等割	月額	9,000円	月額	3,000円	平等割	月額	2,300円
	所得割	月額	前年の所得に係る 市町村民税課税 標準額 (限度額5,000万円) × 26.00/1000 ÷ 12								
後期高齢者支援金分 保険料	平等割	月額	5,800円	平等割	月額	5,800円			平等割	月額	5,800円
介護分保険料 (40歳～65歳未満の方)	平等割	月額	6,000円	平等割	月額	6,000円			平等割	月額	6,000円
子ども・子育て 支援金分保険料 (18歳以上の方※)	平等割	月額	700円	平等割	月額	700円			平等割	月額	700円
納 付 方 法	第二種組合員・家族分の保険料を含めて、第一種・第三種組合員の指定した預金口座から毎月21日に振替納入されます。休日の場合は、翌営業日になります。										

※0歳から令和9年3月31日までに18歳に達する方は対象外です。

下記の負担軽減があります。

■未就学児を有する世帯への負担軽減

対 象 者	当組合の加入期間に関わらず、毎年11月30日（基準日）に未就学児である当組合の被保険者を有する組合員
軽 減 額	基準日における未就学児数に12,000円を乗じた額
軽 減 方 法	2月又は3月に軽減額を第一種・第三種組合員へ返還（保険料引落口座へ振込） ※自動的に振り込みますので、申請は不要です。

■産前産後期間相当分の免除

対 象 者	出産予定の被保険者又は出産した被保険者（出産被保険者）
免 除 期 間	単胎：出産予定月又は出産月の前月から出産予定月又は出産月の翌々月まで（4ヵ月） 多胎：出産予定月又は出産月の3月前から出産予定月又は出産月の翌々月まで（6ヵ月）
免 除 額	出産被保険者の免除期間の保険料全額
届 出 方 法	所定の届出書に必要書類を添付し、当組合へ提出 ※出産予定日の6ヵ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
免 除 方 法	免除額を還付により第一種・第三種組合員へ返還（保険料引落口座へ振込）

医療を受けるとき

マイナ保険証、資格確認書のいずれかを医療機関に提示すると、下記の自己負担により必要な医療が受けられます。

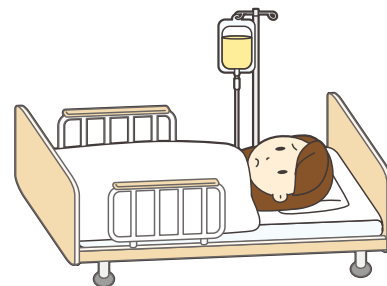
区 分	第一種組合員・第二種組合員・家族（被保険者）		
			自己負担
療養給付費	義務教育就学前までの方		2割
	義務教育就学～69歳までの方		3割
	70歳～74歳の方	現役並み所得世帯	3割
		一般世帯	2割
		住民税非課税世帯	



医療費が多くかったとき

同一月内に医療機関の窓口で支払った自己負担額が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。当組合でレセプトを確認のうえ、該当している方に申請書を送付しますので、案内に従って申請してください。

なお、国の制度改正によって変更となった場合は、別途、お知らせします。



自己負担限度額の計算方法

70歳未満の方

所得区分		自己負担限度額	多数回該当
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得 = 総所得金額 - 基礎控除額

- 総医療費とは、保険適用される診察費用の総額（10割）です。
- 同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担があるときは合算して計算されます。
- 直近の12ヵ月以内に4回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降の限度額は、多数回該当の額となります。

70歳以上の方

所 得 区 分			自己負担限度額		多数回該当
			外来（個人ごと）	（世帯合算）	
現役並み所得世帯	現役Ⅲ	市町村民税課税所得 690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%		140,100円
	現役Ⅱ	市町村民税課税所得 380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%		93,000円
	現役Ⅰ	市町村民税課税所得 145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%		44,400円
一般世帯	現役並み所得者・低所得者以外		18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円	44,400円
低所得者の世帯Ⅱ	市町村民税非課税		8,000円	24,600円	－
低所得者の世帯Ⅰ	市町村民税非課税 (年金収入80万円以下等)			15,000円	

- 総医療費とは、保険適用される診察費用の総額（10割）です。
- 直近の12ヵ月以内に4回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降の限度額は、多数回該当の額となります。

下記の特定疾病の治療を受けている方の自己負担限度額

血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群、人工透析……………10,000円

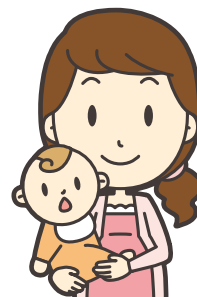
（ただし、人工透析を行っている70歳未満の区分ア又はイの方は20,000円）

出産したとき

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。

支給額	産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産	500,000円
	産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産	488,000円

※母子手帳をもらったときは、必ず当組合にご連絡ください。



亡くなったとき

- 第一種組合員・第二種組合員・家族（当組合の被保険者）が死亡したとき、葬祭を行う方に葬祭費が支給されます。

第一種組合員	250,000円
第二種組合員	100,000円
家 族	100,000円

- 第三種組合員が死亡したとき、葬祭を行う方に死亡見舞金が支給されます。

第三種組合員	250,000円
--------	----------

病気やけがをしたとき

- 病気やけがで第一種組合員が休業したとき、又は第二種組合員が入院したとき、傷病手当金が支給されます。

第一種組合員	病気又はけがのため3日以上業務を全くできなかったとき ※傷病手当金の支給を受けた後、1年以内に同一疾病で休業した場合は、当該休業日から傷病手当金の支給対象とします。	支給日数 240日間	日額 3,000円
第二種組合員	病気又はけがのため、入院したとき	支給日数 90日間	日額 2,000円

- 病気やけがで第三種組合員が休業したとき、休業見舞金が支給されます。

第三種組合員	病気又はけがのため3日以上業務を全くできなかったとき ※休業見舞金の支給を受けた後、1年以内に同一疾病で休業した場合は、当該休業日から休業見舞金の支給対象とします。	支給日数 240日間	日額 3,000円
--------	---	------------	-----------

※第三種組合員の支給日数は、第一種組合員の傷病手当金から通算されます。

医療費等を全額負担したとき

次のような場合、申請により当組合から払い戻しが受けられます。

- 止むを得ない理由でマイナ保険証等を使わないで診療を受けたとき
- 治療上効果があると医師が認めた場合のあんま、はり、灸、マッサージ代（受領委任契約をしている施術所を除く）
- 医師の指示によりコルセットなどの医療用具を購入したとき
- 病気やけがで移動が困難な患者の入院や転院に対し、医師が必要と認めた場合の車代

海外療養費を申請する場合

海外療養費とは、海外渡航中に急な病気やけがで止むを得ず現地で治療を受けた場合、日本で保険診療として認められている医療行為に限り、申請により医療費の一部について払い戻しを受けられる制度です。

申請には「療養費支給申請書」のほか、調査に関する同意書や領収書などが必要となります。また、不正請求防止のため、海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート等）のコピーの提出も必要となります。

現地の医療機関に記入してもらう書類※もありますので、申請等については事前に当組合までご連絡ください。

海外療養費の支給対象とならないケース		
・美容整形や歯列矯正	・性転換手術	など

※現地の医療機関に記入してもらう書類
診療内容明細書（Form A）
領収明細書（Form B）

第三者行為（交通事故など）について

交通事故など、第三者（加害者）の行為が原因でけがなどをし、マイナ保険証等を使用して医療機関を受診（保険診療）する場合は、当組合（保険者）へ傷病届等の届出が必要ですので、加害者・被害者・自損事故等に関わらず当組合までご連絡ください。

※本来であれば治療費は加害者が支払うものですが、マイナ保険証等を使用して医療機関を受診した場合は、一時的に当組合が支払いを立て替えて、あとから被害にあった方に代わり加害者に費用の請求をします。

第三者行為によるけが・病気の例

- ・交通事故（自損事故も含む）
- ・暴力行為を受けてのけが
- ・他人のペットなどによるけが
- ・他人所有の建物からの落下物によるけが
- ・飲食店で食中毒にあった
- ・スキー場での接触事故 など

ご注意ください

○示談の内容によっては、当組合からの給付が受けられない場合がありますので、示談する前に必ずご連絡をお願いします。

○業務中や通勤中の負傷で労災保険が適用される場合は、マイナ保険証等の使用はできません。

●レセプト点検等で第三者行為に該当する可能性がある場合は、対象の方へ照会を行っています（照会書の送付など）。調査について、ご理解とご協力をお願いいたします。

柔道整復師（整骨院、接骨院）、鍼灸師、マッサージにかかるとき

柔道整復師（整骨院、接骨院）

○ 保険が適用されるもの	× 保険が適用されないもの
急性などの外傷性による下記のもの ・打撲、捻挫 ・挫傷（肉離れ等） ・骨折、脱臼の応急処置	・日常生活における疲れや肩こり ・神経痛、リウマチ、慢性関節炎 ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・仕事や通勤途上の負傷 ←労災保険の対象となる場合があります。
	・スポーツなどによる肉体疲労 ・加齢による腰痛や五十肩の痛み

* 次のことに注意してください。

- 負傷の原因を正しく伝えてください。
- 医療機関との重複受診はできません。※負傷の状態を確認するために医師の検査を受けることは可能です。
- 施術が長引くときは、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
- 柔道整復師の施術を受けられた方に、負傷の原因や施術内容について照会させていただく場合がございます。調査について、ご理解とご協力をお願いいたします。

鍼灸師

○ 保険が適用されるもの		
・神経痛	・リウマチ	・頸腕症候群 けいわん
・五十肩	・腰痛症	・頸椎捻挫後遺症 けいつい

* 次のことに注意してください。

- 医師の同意書を提出してください。
- 医療機関との重複受診はできません。

マッサージ

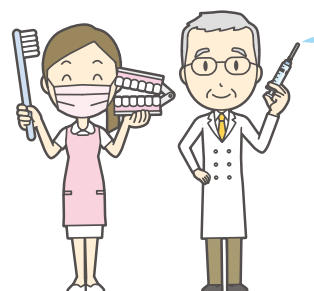
○ 保険が適用されるもの	
・筋麻痺	・関節拘縮 こうしゆく
※マッサージは傷病名ではなく、症状に対する施術になります。	

* 次のことに注意してください。

- 施術が長期にわたる場合は、定期的な医師の診断と同意が必要です。

健康管理

当組合の被保険者及び第三種組合員を対象に健康増進を図るため、特定健康診査、特定保健指導、一般健診、事業主健診を実施しています。また、歯科健診や、予防接種を受けた方への助成もあります。



① 特定健康診査、特定保健指導、一般健診、事業主健診

5月下旬に受診に必要な書類を送付します。

当該年度の12月末日までに加入された方が対象となります（前保険者の健診未受診の場合に限る）。

1月～3月末日までに加入された方は次年度より対象となります。

各健診等	対象者	受診期間
特定健康診査	40～75歳未満の被保険者	6月～翌1月
特定保健指導	特定健康診査結果により対象となった方 特定健康診査結果通知と併せて利用券を交付します。	初回面接 3月まで
一般健診	第一種、第三種組合員とその75歳未満の配偶者（当組合の被保険者）	6月～翌1月
事業主健診	第二種組合員	

40歳未満の方にも特定健診相当項目の受診を必須としております。

② 歯科健診事業 事前申し込み制

対 象	申込期間	健診期間	自己負担額
40～74歳の家族（当組合の被保険者）	5月下旬～6月	8月～翌1月	1,000円

申込方法

申込書にてお申込みください。申込書はHPよりダウンロードしていただくか、当組合にご連絡ください。

③ 予防接種費用助成事業（自家接種可）

成人用肺炎球菌ワクチン（沈降20価肺炎球菌結合型）

対 象	接種期間	助成金額
65歳以上の被保険者及び第三種組合員の方で、 <u>前回の成人用肺炎球菌ワクチン接種より5年以上経過した方</u>	通 年	7,000円

* 初回接種は助成対象といたしません。

带状疱疹不活化（組換え）ワクチン

対 象	接種期間	助成金額（生涯1回）
65歳以上の被保険者及び第三種組合員	通 年	10,000円（5,000円×2回）

* 2回目接種後に申請ください。市町村からの助成の有無は考慮いたしませんので、市町村から助成を受けた場合でも申請可能です。

* 不活化（組換え）ワクチンは、2カ月以上の間隔をあけ、2回接種となります。遅くとも1月中に1回目を接種いただき、2回目を3月中（年度内）に接種いただきますようお願いいたします。

* 60歳以上65歳未満の被保険者でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方も対象となります。

新型コロナワクチン

対 象	接種期間	助成金額（年度内1人1回）
被保険者及び第三種組合員	市町村が定める定期接種期間内	定期接種対象の方：自己負担額（領収書額面）全額 定期接種外の方：自己負担額（領収書額面）の2分の1

* 定期接種対象の方について、市町村からの助成を受けた方のみ対象です。

市町村により、定期接種対象外の方に対しても助成している場合があります。その場合は、市町村からの助成を受けた方を対象とします。

申請方法

「予防接種費用助成金申請書」「ワクチン接種者名簿」に必要な書類を添付の上、接種日が属する年度内に当組合へ郵送してください。申請書はHPよりダウンロードしていただくか、当組合にご連絡ください。

お願い

いずれのワクチンについても、接種した年度内に申請いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自家診療の給付制限

当組合では、健全な運営を図るため、次のような自家診療に対し給付制限を行っています。

- ① 第一種組合員の方が自己の診療施設で行う本人及びその家族（当組合の被保険者）、従業員（当組合の被保険者）の診療
- ② 第三種組合員の方が自己の診療施設で行うその家族（当組合の被保険者）、従業員（当組合の被保険者）の診療
- ③ 同一医療法人の診療施設間で行う第一種組合員及びその家族（当組合の被保険者）、第三種組合員の家族（当組合の被保険者）、従業員（当組合の被保険者）の診療

※従業員の家族は、自家診療の給付制限の対象外です。

※75歳到達後は、自家診療の給付制限の対象外です。

※院外処方についても同様の扱いとなっています。



マイナ保険証について

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードです。

オンライン資格確認が導入された医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示することで、健康保険の資格情報を確認することができます。

利用にあたっては、マイナポータル等で事前の登録が必要となります。

マイナ保険証を持っている方

当組合より、「資格情報のお知らせ」を交付します。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をご使用ください。

医療機関等においてマイナ保険証での受診ができない場合は、以下のいずれかを窓口に提示してください。

- ・ マイナンバーカード + 資格情報のお知らせ（右下部分）
- ・ マイナンバーカード + マイナポータルで資格情報の画面を表示したもの

「資格情報のお知らせ」について

医療機関等でマイナ保険証での受診ができない場合や、ご自身の資格情報の確認にご活用ください。

なお、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。

紛失した場合は、再交付申請書をいただくことにより、再交付します。

年齢に応じて記載内容等が異なる部分があります。下表をご参照ください。

70歳未満の方	負担割合・発効期日・有効期限の記載はありません。 資格情報に変更があった場合などに更新いたします。大切に保管ください。
70歳以上の方	負担割合・発効期日・有効期限の記載があります。 毎年8月1日に更新いたします。

● 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

これまでは申請をいただいた上で交付しておりましたが、マイナ保険証のみで適用区分の確認ができますので、原則、申請は不要となります（ただし、申請があった場合は交付します）。

●「資格確認書」の交付について

原則、交付はありません。

しかし、以下の理由によりマイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情がある場合は、「国民健康保険資格確認書交付申請書」を当組合へご提出ください。

- ・マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にないとき
- ・マイナンバーカードを返納する予定（又は返納済み）のとき
- ・介助者等の第三者が高齢者又は障がい者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難であるとき
- ・その他、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情があるとき

●マイナ保険証の利用登録の解除について

利用登録の解除を希望される方は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当組合へご提出ください。

当組合で申請書を受領後、「資格確認書」を交付いたします。

解除申請から解除がされるまで、1～2ヵ月程度かかります。この間に別の健康保険へ加入する場合は、加入先へ、医師国保で解除申請を行ったことを申し出てください。

マイナ保険証を持っていない方

当組合より、「資格確認書」を交付します。

医療機関等を受診する際は、「資格確認書」をご使用ください。

●「資格確認書」について

有効期間は一年間となり、毎年8月1日に更新となります。

紛失した場合は、再交付申請書をいただくことにより、再交付します。

資格喪失や氏名・住所変更などの際には、資格確認書の返却をお願いします。

年齢に応じて記載内容が異なる部分があります。下表をご参照ください。

70歳未満の方	負担割合・発効期日の項目は『*』の表示となります。
70歳以上の方	負担割合・発効期日の記載があります。

●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

70歳未満の方	申請により、交付します。
70歳以上の方	以下に該当する方に、当組合より申請書を送付しますので、案内に従って申請してください。 ・負担割合が3割負担の方のうち、現役並み世帯Ⅱ又はⅠに該当する方 ・負担割合が2割負担の方のうち、低所得の世帯Ⅱ又はⅠに該当する方

マイナ保険証の保有の有無に関わらず、手続きが必要なもの

- ・70歳未満の市町村民税非課税世帯と70歳以上の低所得者の世帯Ⅱの方が長期入院（90日を超える入院）に該当した場合
- ・特定疾病（人工透析など）の治療を受けている方



資格情報は自動的に変わることはありません。
資格喪失や住所・氏名変更などのお手続きは、
従来どおり当組合へ届出が必要となります。





共済会

※第一種組合員・第三種組合員が会員です。（第三種組合員の資格を喪失した方も、秋田県内に住所がある場合は継続して会員になれます。）

会費		月額 3,500円				
給付の事業	死亡弔慰金	在籍年数に基づき支給 最高額 500,000円				
		1～5年 50,000円 16～20年 200,000円 31～35年 400,000円				
		6～10年 100,000円 21～25年 250,000円 36年以上 500,000円				
		11～15年 150,000円 26～30年 300,000円				
	傷病見舞金	休業 3日以上	120日まで日額 5,000円 121日から365日まで日額 7,000円 ※傷病見舞金の支給を受けた後、1年以内に同一疾病で休業した場合は、当該休業日から支給対象とします。			
	医療費一部負担金助成	支給基準	入院の場合	入院時の自己負担額（食事・生活療養費を除く）から45,000円を控除した額		
			支給上限額（半期ごと）200,000円			
		入院外の場合	外来・歯科・調剤の自己負担額から30,000円を控除した額			
支給上限額（半期ごと）150,000円						
支給方法		支給月	5月・11月	5月支給分 ……令和 7年10月～令和 8年 3月診療分 11月支給分 ……令和 8年 4月～令和 8年 9月診療分		
		第一種組合員	当組合でレセプトを確認の上、支給			
	第三種組合員 共 済 会 会 員	領収書（コピー）提出の自己申告 （3割負担の方は適用区分についてもお知らせください）				
レクリエーション施設利用補助	指定施設	1人1泊につき2,000円。1人につき年間3泊まで				
災害見舞金	理事会において支援が必要と決定した震災、風水害などに被災した場合に支給					
労働保険事務の代行	会員から委託を受けて、労働保険料の申告納付や従業員の異動などに伴う諸手続等の事務を代行します。		加入金		1,000円	
			平等割		3,000円	
			被保険者割	5人未満	1人につき	300円
				5人～15人		400円
				16人以上		600円
			書類申請	資格取得申請	1件	500円
				資格喪失申請	1件	500円
				離職票発行まで*	1件	800円
			各給付申請用書類作成	育児休業給付	1件	500円
				高年齢雇用継続給付	1件	500円
				介護休業給付	1件	500円
			労災の特別加入手続	事業主、自営業者や家族従事者などが業務上一定の要件を充たす災害にあった場合、保険給付を受けるための労災特別加入制度への加入申請手続きを行います。		

※資格喪失時で離職票を発行した場合は1件につき800円となります。
（ご本人様への郵送代（レターパック）を含む）

各給付の申請（共済会を含む）は、速やかに手続きをお願いいたします。



**秋田県医師国民健康保険組合
秋田県医師国民健康保険組合共済会**

〒010-0874 秋田市千秋久保田町6番6号 秋田県医師会館内
TEL (018) 833-2433 FAX (018) 835-2427
E-mail : amkk@d2.dion.ne.jp

詳しくはHPでもご確認いただけます。

秋田県医師国民健康保険組合



秋田県医師国民健康保険組合 秋田県医師国民健康保険組合共済会

〒010-0874 秋田市千秋久保田町6番6号 秋田県医師会館内
TEL (018) 833-2433 FAX (018) 835-2427
E-mail : amkk@d2.dion.ne.jp

詳しくはHPでもご確認いただけます。

秋田県医師国民健康保険組合

検索

